

### 3 保育料の取扱い

自粛要請期間や臨時休園となった期間は、日割り計算となります。いったんお支払いいただき、後日還付する方向で検討しています。決定次第、ご案内します。

※給食費については、これまで日割り計算を想定していましたが、国の通知により取扱いを見直す必要が生じました。改めて検討し、決定しましたらご案内します。

### 4 「緊急特別保育」の実施について

次のいずれかに該当する場合は、自粛期間中もお預かりし、保育を実施いたします。

- ①保護者が社会生活を維持する上で必要な事業等 <sup>(※)</sup>に従事しており、かつ、家庭で児童を保育する方がいない場合
  
- ②病気や障がい等、上記①以外の理由で家庭での保育が特に困難であると施設が認める場合（各施設へご相談ください）

(※) 社会生活を維持する上で必要な事業の例

医療関係、保育・介護関係、インフラ関係（公共交通機関、電気、ガス、水道等）、  
運送・通信関係、食品・生活必需品関係 ほか

### 5 「緊急特別保育」の利用手続き

別添の「緊急特別保育利用届出書」に必要事項を記入のうえ、施設へご提出ください。

### 6 ご利用にあたって

- ・各施設における検温等の健康確認のルールをお守りください。また、同居のご家族に、発熱、咳または倦怠感等の体調不良の方がいらっしゃる場合は、ご利用をお控えください。
- ・送迎の際には、マスク着用等による咳エチケットのご協力をお願いいたします。

### 7 ご質問・お問合せ

情報の混乱を避けるため、ご利用の施設にお伝えください。受け付けた施設から市へご提供いただき、必要に応じて直接または施設へ回答させていただきます。

（お時間をいただく場合があります）